

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
24 年－ 11 (24. 5.30)	商工労働	<p>最低賃金の引き上げと安定雇用の創出、中小企業支援策の拡充を求める意見書の提出について</p> <p>▶陳情趣旨</p> <p>復興事業を中心とする公共投資の効果もあり、2012 年 1 ～ 3 月期の実質国内総生産（GDP）は、前期比 1.0 % 増（年率換算で 4.1 % 増）と 3 期連続のプラス成長となっている。しかしながら、労働者の雇用と賃金は改善されていない。今や労働者の 36 % は非正規雇用で働き、その多くが年収 200 万円未満である。彼（女）らは、様々な職場で懸命に働き、企業に対して利益を生み出しながら、自分たちは低賃金ゆえに貯蓄もできず、生活困窮状態に陥っている。安定した雇用とまともな賃金を得られる正規雇用の求職は少なく、ワーキング・プアから脱出することは容易ではない。やむなく生活保護を申請する人が増えている。</p> <p>こうした状況では、消費が冷え込み、地域経済がうまくいかないのも当然であり、安定雇用と低賃金を底上げする政策が必要である。本来、賃金を底支えするはずの鳥取県の最低賃金は 646 円にすぎず、底支えどころか、賃金抑制の役割を果たしている。</p> <p>最低賃金の引き上げは、景気刺激策として有効である。低所得層ほど消費性向は高く、身の回りの衣食関連など中小企業の製品を地域で購入する傾向が強いからである。不況によって企業の「支払能力」は低下しているが、中小零細企業への支援策を十分に講じつつ、最低賃金の引き上げを図れば、衣食関連・サービスに対する需要が増え、中小零細企業の仕事も、雇用も拡大するという効果が発生する。</p> <p>憲法第 25 条には「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められ、労働基準法は第 1 条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必</p>	鳥取県労働組合総連合 議長 田 中 暁 (鳥取市西品治 806)

		<p>要を充たすべきものでなければならない」とし、最低賃金法は、最賃は生活保護を下回ってはならないとしている。</p> <p>▶陳情事項</p> <p>低すぎる最低賃金を大幅に引き上げ、働く貧困層をなくすため、国に対して以下の内容の意見書を提出すること。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 政府は、ワーキング・プアの根絶と地域格差の是正を図るため、2010年6月の「雇用戦略対話合意」を実現すべく、時給1000円を目標とした最低賃金の大幅引き上げと全国一律最低賃金制度を実現する最低賃金法の抜本改正を行うこと。2. 政府は、上記の法改正と併せて、中小企業予算を増やし、中小企業への経営支援策を拡充すること。3. 政府は、中小企業に対する代金の買い叩きや支払い遅延等をなくすため、中小企業憲章を踏まえた下請二法、独占禁止法、中小企業基本法等の改正と公契約法（公共事業における適正な報酬確保のための法）の制定を行うこと。4. 政府は、雇用の創出と安定に資する政策を実施すること。	
--	--	---	--